

議案		
条例改正	19	本
条例制定	3	本
補正予算	8	本
当初予算	9	本
その他議案	5	本
報告		
専決処分	1	本
同意	2	本
合計	47	本

【初日－44本】

条例の改正について

- 安城市事務分掌条例の一部改正
- 安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- 安城市職員定数条例の一部改正
- 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正
- 安城市職員の給与に関する条例等の一部改正
- 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正
- 安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 安城市国民健康保険税条例の一部改正
- 安城市介護保険条例の一部改正
- 安城市職員の給与に関する条例の一部改正
- 安城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- 安城市手数料条例の一部改正
- 安城市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正
- 安城市手数料条例の一部改正
- 安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- 安城市水道事業給水条例の一部改正

条例の制定について

- デジタル納付に対応するための関係条例の整備に関する条例の制定
- 指定管理者が管理業務を行うことができない場合に対応するための関係条例の整備に関する条例の制定
- 安城市手話言語条例の制定

令和5年度補正予算について

- 一般会計
- 特別会計（5会計）
- 企業会計（2会計）

令和6年度予算について

- 一般会計
- 特別会計（6会計）
- 企業会計（2会計）

その他議案について

- 負担付きの寄附の受納
- 市道路線の廃止
- 市道路線の認定
- 第9次安城市総合計画の策定
- 都市計画に関する基本的な方針の変更

報告

- 専決処分について
- 業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解

【最終日－3本】

条例の改正について

- 安城市税条例の一部改正

同意

- 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 教育委員会教育長の任命について

令和6年第1回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容	
1	議案番号	第 号議案
	議案名	安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>市の資産の経営を推進する体制の整備等をするもの</p> <p>1 総務部の分掌する事務に、資産経営に関することを加える。</p> <p>2 総務部の分掌する事務に係る規定を整理する。 「市税（県民税を含む。）に関すること。」→「税に関すること。」</p> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>
2	議案番号	第 号議案
	議案名	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）で規定する用語を変更する。</p> <p>第4条第1項及び第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」→「特定個人番号利用事務」</p> <p>第4条第3項中「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」及び同項ただし書中「特定個人情報」→「利用特定個人情報」</p> <p>※法の改正により、法別表第2は削除され、「同表第2欄に掲げる事務」及び「同表第4欄に掲げる特定個人情報」は、それぞれ「特定個人番号利用事務」及び「特定個人情報」として、法に基づく主務省令で定められることとなった。</p> <p>(施行日) 規則で定める日</p>

仮番	内 容																	
3	議案番号	第 号議案																
	議案名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について																
	摘 要	<p>安城市職員定員適正化計画の変更に伴うもの</p> <p>職員の定数の変更 ※現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>																
4	議案番号	第 号議案																
	議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
	摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬月額を改定するもの</p> <p>議員報酬月額の改定</p> <table border="1" data-bbox="323 1435 1337 1597"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>576,000 円</td> <td>578,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>533,000 円</td> <td>535,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>480,000 円</td> <td>482,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>		区分	現行	改定後	引上額	議長	576,000 円	578,000 円	2,000 円	副議長	533,000 円	535,000 円	2,000 円	議員	480,000 円	482,000 円
区分	現行	改定後	引上額															
議長	576,000 円	578,000 円	2,000 円															
副議長	533,000 円	535,000 円	2,000 円															
議員	480,000 円	482,000 円	2,000 円															

仮番	内 容																
5	議案番号	第 号議案															
	議案名	安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について															
	摘要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するもの</p> <p>給料月額の改定</p> <table border="1" data-bbox="320 495 1337 651"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,041,000円</td> <td>1,044,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>852,000円</td> <td>855,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>749,000円</td> <td>751,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>	区分	現行	改定後	引上額	市長	1,041,000円	1,044,000円	3,000円	副市長	852,000円	855,000円	3,000円	教育長	749,000円	751,000円
区分	現行	改定後	引上額														
市長	1,041,000円	1,044,000円	3,000円														
副市長	852,000円	855,000円	3,000円														
教育長	749,000円	751,000円	2,000円														
6	議案番号	第 号議案															
	議案名	安城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について															
	摘要	<p>地方自治法の改正を踏まえ、職員に支給する給与に在宅勤務等手当を加えるもの</p> <p>1 改正する条例</p> <p>(1) 安城市職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(3) 安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例</p> <p>2 在宅勤務等手当の新設</p> <p>(1) 支給対象職員 一般職の職員及び企業職員（パートタイム会計年度任用職員を除く。）</p> <p>(2) 支給要件 住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定の期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられたこと。</p> <p>(3) 支給額 月額3,000円（企業職員は、別に市長が定める額）</p> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>															

仮番	内 容	
8	議案番号	第 号議案
	議案名	デジタル納付に対応するための関係条例の整備に関する条例の制定について
	摘 要	<p>使用料等の納付方法について、デジタル納付に対応できるようにするもの</p> <p>使用料等の納付の方法について窓口における現金支払等その場で納付することを想定して定めている次に掲げる条例の規定を、デジタル納付に対応できるように整備する。</p> <p>(1) 安城市手数料条例 (2) 安城市水道事業給水条例 (3) 安城市民会館条例 (4) 安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例 (5) 安城市都市公園条例 (6) 安城市体育施設の設置及び管理に関する条例 (7) 安祥閣の設置及び管理に関する条例 (8) 安城市公民館の設置及び管理に関する条例 (9) 安城市野外センターの設置及び管理に関する条例 (10) 安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例 (11) 安城市図書館の設置及び管理に関する条例 (12) 安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (13) 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例 (14) 丈山苑の設置及び管理に関する条例 (15) 安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例 (16) 安城市霊園の設置及び管理に関する条例 (17) 安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例 (18) 安城市行政財産目的外使用料条例 (19) 安城市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例 (20) 安城市社会福社会館の設置及び管理に関する条例 (21) 安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例 (22) 安城市中心市街地拠点施設条例 (23) 安城市役所立体駐車場の設置及び管理に関する条例</p> <p>※多様な納付方法に柔軟に対応できるよう、具体的な納付方法の定めは、規則等に委任する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

仮番	内 容	
9	議案番号	第 号議案
	議案名	指定管理者が管理業務を行うことができない場合に対応するための関係条例の整備に関する条例の制定について
	摘 要	<p>指定の取消し等により指定管理者が公の施設の管理業務を行うことができない場合に対応するための措置を定めるもの</p> <p>次に掲げる条例（指定管理者制度を採用している公の施設の管理に関する条例）に、指定の取消し等により指定管理者が公の施設の管理業務を行うことができない場合に、市長又は教育委員会が必要に応じて料金の徴収等の管理業務を行うこととする規定を設ける。</p> <p>(1) 安城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例 (2) 安城市民会館条例 (3) 安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例 (4) 安城市都市公園条例 (5) 安城市体育施設の設置及び管理に関する条例 (6) 安祥閣の設置及び管理に関する条例 (7) 安城市高齢者生きがいセンターの設置及び管理に関する条例 (8) 安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (9) 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例 (10) 安城市虹の家の設置及び管理に関する条例 (11) 丈山苑の設置及び管理に関する条例 (12) 安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例 (13) 道の駅デンパーク安城の設置及び管理に関する条例 (14) 安城市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例 (15) 安城市埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例 (16) 安城市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例 (17) 安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例 (18) 安城市中心市街地拠点施設条例</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

仮番	内 容	
10	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>1 特定教育・保育施設等は、利用者負担等の重要事項を、施設での掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（インターネット）により公衆の閲覧に供しなければならないこととする。</p> <p>2 特定教育・保育施設等が保護者に書面等を交付する場合に、保護者の承諾があれば電磁的記録媒体の交付によることができることとする規定中の電磁的記録媒体の定め方を特定の記録媒体を例示するものから抽象的なものに変更する。</p> <p>(施行日)</p> <p>1 令和6年4月1日</p> <p>2 公布の日</p>	

仮番	内 容																																																
11	議 案 番 号	第 号議案																																															
	議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																																															
摘 要	<p>県の標準保険料率の算定を踏まえ、課税額及び軽減額の改定をするもの</p>																																																
	<p>1 県の標準保険料率の算定を踏まえ、課税額の改定をする。</p> <p>(1) 基礎課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="349 490 1385 808"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の5.25を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の6.16を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>被保険者1人につき22,700円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき25,700円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 14,600円 ・ 特定世帯 7,300円 ・ 特定継続世帯 10,950円 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 17,400円 ・ 特定世帯 8,700円 ・ 特定継続世帯 13,050円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="349 853 1385 1171"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.71を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>被保険者1人につき11,300円</td> <td></td> <td>被保険者1人につき11,500円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,300円 ・ 特定世帯 3,650円 ・ 特定継続世帯 5,475円 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,800円 ・ 特定世帯 3,900円 ・ 特定継続世帯 5,850円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 介護納付金課税額の改定</p> <table border="1" data-bbox="349 1216 1385 1491"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>→</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定</td> <td></td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>介護納付金課税被保険者1人につき11,600円</td> <td></td> <td>介護納付金課税被保険者1人につき11,500円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>1世帯につき5,700円</td> <td></td> <td>1世帯につき5,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課税額の改定に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る軽減額の改定をする。</p> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>		区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の5.25を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の6.16を乗じて算定	被保険者均等割額	被保険者1人につき22,700円		被保険者1人につき25,700円	世帯別平等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 14,600円 ・ 特定世帯 7,300円 ・ 特定継続世帯 10,950円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 17,400円 ・ 特定世帯 8,700円 ・ 特定継続世帯 13,050円 	区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.71を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定	被保険者均等割額	被保険者1人につき11,300円		被保険者1人につき11,500円	世帯別平等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,300円 ・ 特定世帯 3,650円 ・ 特定継続世帯 5,475円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,800円 ・ 特定世帯 3,900円 ・ 特定継続世帯 5,850円 	区分	現行	→	改定後	所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき11,600円		介護納付金課税被保険者1人につき11,500円	世帯別平等割額	1世帯につき5,700円	
区分	現行	→	改定後																																														
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の5.25を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の6.16を乗じて算定																																														
被保険者均等割額	被保険者1人につき22,700円		被保険者1人につき25,700円																																														
世帯別平等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 14,600円 ・ 特定世帯 7,300円 ・ 特定継続世帯 10,950円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 17,400円 ・ 特定世帯 8,700円 ・ 特定継続世帯 13,050円 																																														
区分	現行	→	改定後																																														
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.71を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定																																														
被保険者均等割額	被保険者1人につき11,300円		被保険者1人につき11,500円																																														
世帯別平等割額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,300円 ・ 特定世帯 3,650円 ・ 特定継続世帯 5,475円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の世帯 7,800円 ・ 特定世帯 3,900円 ・ 特定継続世帯 5,850円 																																														
区分	現行	→	改定後																																														
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定		基礎控除後の総所得金額等に100分の2.32を乗じて算定																																														
被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき11,600円		介護納付金課税被保険者1人につき11,500円																																														
世帯別平等割額	1世帯につき5,700円		1世帯につき5,800円																																														

仮番	内 容		
12	議案番号	第 号議案	
	議案名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
摘 要	介護保険法施行令の改正を踏まえた第9期安城市介護保険事業計画に基づく保険料率の設定に伴うもの		
	1 第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの保険料率の設定		
	令和3年度から令和5年度まで		
	区分	対象者	保険料率 (年額)
	①	令第39条第1項第1号に掲げる者(市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者又は本人年金収入等が80万円以下の者、被生活保護者等)	12,696円 (軽減前) 25,392円)
	②	令第39条第1項第2号に掲げる者(市町村民税世帯非課税者であって、本人年金収入等が80万円超120万円以下の者等)	22,218円 (軽減前) 38,088円)
	③	令第39条第1項第3号に掲げる者(市町村民税世帯非課税者であって、①及び②に該当しないもの等)	38,088円 (軽減前) 41,262円)
	④	令第39条第1項第4号に掲げる者(市町村民税非課税者であって、本人年金収入等が80万円以下の者等)	50,784円
	⑤	令第39条第1項第5号に掲げる者(市町村民税非課税者であって、本人年金収入等が80万円超の者等)	63,480円
	⑥	合計所得金額が120万円未満の者等	73,002円
	⑦	合計所得金額が120万円以上210万円未満の者等	82,524円
令和6年度から令和8年度まで			
区分	対象者	保険料率 (年額)	
①	令第39条第1項第1号に掲げる者(市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者又は本人年金収入等が80万円以下の者、被生活保護者等)	12,480円 (軽減前) 23,088円)	
②	令第39条第1項第2号に掲げる者(市町村民税世帯非課税者であって、本人年金収入等が80万円超120万円以下の者等)	21,840円 (軽減前) 34,320円)	
③	令第39条第1項第3号に掲げる者(市町村民税世帯非課税者であって、①及び②に該当しないもの等)	37,440円 (軽減前) 37,752円)	
④	令第39条第1項第4号に掲げる者(市町村民税非課税者であって、本人年金収入等が80万円以下の者等)	49,920円	
⑤	令第39条第1項第5号に掲げる者(市町村民税非課税者であって、本人年金収入等が80万円超の者等)	62,400円	
⑥	合計所得金額が120万円未満の者等	71,760円	
⑦	合計所得金額が120万円以上210万円未満の者等	81,120円	
⑧	合計所得金額が210万円以上320万円未満の者等	93,600円	
⑨	合計所得金額が320万円以上420万円未満の者等	106,080円	
⑩	合計所得金額が420万円以上520万円未満の者等	118,560円	

⑪	合計所得金額が500万円以上700万円未満の者等	133,308円	⑪	合計所得金額が520万円以上620万円未満の者等	131,040円
			⑫	合計所得金額が620万円以上720万円未満の者等	143,520円
⑫	合計所得金額が700万円以上900万円未満の者等	146,004円	⑬	合計所得金額が720万円以上820万円未満の者等	149,760円
			⑭	合計所得金額が820万円以上920万円未満の者等	156,000円
⑬	合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の者等	152,352円	⑮	合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の者等	162,240円
⑭	①から⑬までのいずれにも該当しない者	158,700円	⑯	①から⑮までのいずれにも該当しない者	168,480円

※「令」とは、介護保険法施行令をいう。

※「市町村民税世帯非課税者」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されていない者をいう。

※「市町村民税非課税者」とは、保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されていない者で、市町村民税世帯非課税者でないものをいう。

摘

※「本人年金収入等」とは、令39条第1項第1号ハの規定により算定される額（保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額から公的年金に係る所得額を控除して得た額の合計額）をいう。

※「合計所得金額」とは、令の規定によるもので、給与所得等の有無により、地方税法の規定によるものと異なる場合がある。

2 所要の規定の整理

(施行日)

令和6年4月1日

要

仮番	内 容	
13	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市手話言語条例の制定について
	摘 要	<p>手話による社会参加の機会を拡大するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 手話に関する施策の推進の目的 2 手話に関する施策の基本理念 3 市の責務 4 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 全ての市民の役割 (2) 手話を主たる言語として使用する市民の役割 (3) 市内で事業又は活動を行う者の役割 5 手話に関する施策実施時の関係者の意見の反映 6 聴覚に障害のある子等に対する支援 7 小中学校における手話の理解の促進 <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>
14	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>市費負担教員に係る給与の特例の適用関係を改めるもの</p> <p>市立の小中学校での少人数学級編制の実施の有無にかかわらず、採用する全ての市費負担教員（任期付職員）について、給与の特例を適用することとする。</p> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>

仮番	内 容																					
15	議 案 番 号	第 号議案																				
	議 案 名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について																				
	摘 要	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの</p> <p>非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げ</p> <p>(1) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員</p> <table border="1" data-bbox="341 504 1406 860"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,440円 →12,500円</td> <td>13,320円 →13,350円</td> <td>14,200円 (改定なし)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,670円 →10,800円</td> <td>11,550円 →11,650円</td> <td>12,440円 →12,500円</td> </tr> <tr> <td>班長及び団員</td> <td>8,900円 →9,100円</td> <td>9,790円 →9,950円</td> <td>10,670円 →10,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者 最低額 8,900円→9,100円</p> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>		階 級	勤 務 年 数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,440円 →12,500円	13,320円 →13,350円	14,200円 (改定なし)	分団長及び副分団長	10,670円 →10,800円	11,550円 →11,650円	12,440円 →12,500円	班長及び団員	8,900円 →9,100円	9,790円 →9,950円	10,670円 →10,800円
階 級	勤 務 年 数																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																			
団長及び副団長	12,440円 →12,500円	13,320円 →13,350円	14,200円 (改定なし)																			
分団長及び副分団長	10,670円 →10,800円	11,550円 →11,650円	12,440円 →12,500円																			
班長及び団員	8,900円 →9,100円	9,790円 →9,950円	10,670円 →10,800円																			

仮番	内 容																					
16	議案番号	第 号議案																				
	議案名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																				
摘 要	戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの																					
	<p>1 次の手数料の新設</p> <table border="1" data-bbox="320 450 1390 1496"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市外の区域に本籍を定める戸籍に係る戸籍証明書の交付</td> <td>1通</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>市外の区域に本籍を定める除籍に係る除籍証明書の交付</td> <td>1通</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行。ただし、次に掲げる場合は手数料を徴さない。 (1) マイナポータル（情報提供等記録開示システム）を使用する方法により、戸籍電子証明書の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が行われる場合 (2) 戸籍電子証明書の請求が、これと同一の事項を証明する戸籍の謄本等の請求と同時に行われる場合</td> <td>1件</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>除籍電子証明書提供用識別符号の発行。ただし、次に掲げる場合は手数料を徴さない。 (1) マイナポータル（情報提供等記録開示システム）を使用する方法により、除籍電子証明書の請求及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行が行われる場合 (2) 除籍電子証明書の請求が、これと同一の事項を証明する除籍の謄本等の請求と同時に行われる場合</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の記載をするために必要な届書等の書類の画像情報の内容の証明書の交付</td> <td>1通</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の記載をするために必要な届書等の書類の画像情報の内容を表示したものの閲覧</td> <td>1件</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、戸籍（除籍）電子証明書を識別するために付される符号で、戸籍（除籍）電子証明書の請求者に対し、請求を受けた市町村長が発行するもの</p> <p>※戸籍（除籍）電子証明書は、戸籍（除籍）に記録された事項を証明した電磁的記録で、オンライン上での行政手続に使用されるもの</p> <p>2 所要の規定の整理</p> <p>(施行日) 令和6年3月1日</p>		種類	単位	金額	市外の区域に本籍を定める戸籍に係る戸籍証明書の交付	1通	450円	市外の区域に本籍を定める除籍に係る除籍証明書の交付	1通	750円	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行。ただし、次に掲げる場合は手数料を徴さない。 (1) マイナポータル（情報提供等記録開示システム）を使用する方法により、戸籍電子証明書の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が行われる場合 (2) 戸籍電子証明書の請求が、これと同一の事項を証明する戸籍の謄本等の請求と同時に行われる場合	1件	400円	除籍電子証明書提供用識別符号の発行。ただし、次に掲げる場合は手数料を徴さない。 (1) マイナポータル（情報提供等記録開示システム）を使用する方法により、除籍電子証明書の請求及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行が行われる場合 (2) 除籍電子証明書の請求が、これと同一の事項を証明する除籍の謄本等の請求と同時に行われる場合	1件	700円	戸籍の記載をするために必要な届書等の書類の画像情報の内容の証明書の交付	1通	350円	戸籍の記載をするために必要な届書等の書類の画像情報の内容を表示したものの閲覧	1件
種類	単位	金額																				
市外の区域に本籍を定める戸籍に係る戸籍証明書の交付	1通	450円																				
市外の区域に本籍を定める除籍に係る除籍証明書の交付	1通	750円																				
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行。ただし、次に掲げる場合は手数料を徴さない。 (1) マイナポータル（情報提供等記録開示システム）を使用する方法により、戸籍電子証明書の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が行われる場合 (2) 戸籍電子証明書の請求が、これと同一の事項を証明する戸籍の謄本等の請求と同時に行われる場合	1件	400円																				
除籍電子証明書提供用識別符号の発行。ただし、次に掲げる場合は手数料を徴さない。 (1) マイナポータル（情報提供等記録開示システム）を使用する方法により、除籍電子証明書の請求及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行が行われる場合 (2) 除籍電子証明書の請求が、これと同一の事項を証明する除籍の謄本等の請求と同時に行われる場合	1件	700円																				
戸籍の記載をするために必要な届書等の書類の画像情報の内容の証明書の交付	1通	350円																				
戸籍の記載をするために必要な届書等の書類の画像情報の内容を表示したものの閲覧	1件	350円																				

仮番	内 容									
17	議案番号	第 号議案								
	議案名	安城市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例の制定について								
	摘 要	<p>安城市いじめ問題対策連絡協議会の構成機関を改めるもの</p> <p>安城市いじめ問題対策連絡協議会の構成機関を変更する。 「名古屋法務局岡崎支局」→「名古屋法務局刈谷支局」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>								
18	議案番号	第 号議案								
	議案名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について								
	摘 要	<p>建築基準法施行令、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に伴うもの</p> <p>1 建築関係手数料の新設</p> <table border="1" data-bbox="322 1473 1386 1664"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</td> <td>申請1件につき</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料</td> <td>申請1件につき</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 引用する法令の題名の変更 別表第4中 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」→「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」→「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」</p> <p>(施行日) 令和6年4月1日</p>	種類	区分	金額	既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき	27,000円	既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき
種類	区分	金額								
既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき	27,000円								
既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき	27,000円								

仮番	内 容	
19	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>市営住宅の入居者の資格の見直しに伴うもの</p> <p>1 市営住宅に入居することができる者（高齢者等を除く。）の資格に係る同居する親族等に、市長が規則で定める者を加える。</p> <p>2 市営住宅に入居することができる者の資格に、市内に住所又は勤務場所を有することを加える。</p> <p>（施行日）</p> <p>1 令和6年4月1日</p> <p>2 令和6年7月1日</p>
20	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市水道事業の設置等に関する条例及び安城市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>地方自治法の改正に伴うもの</p> <p>次に掲げる条例の規定で引用する地方自治法の条項名を「第243条の2の2第8項」から「第243条の2の8第8項」に変更する。</p> <p>（1）安城市水道事業の設置等に関する条例第5条</p> <p>（2）安城市下水道事業の設置等に関する条例第5条</p> <p>（施行日）</p> <p>令和6年4月1日</p>

仮番	内 容	
23	議 案 番 号	第 号議案 ～ 第 号議案
27	議 案 名	令和5年度安城市特別会計補正予算について
	摘 要	<p>次の5会計</p> <p>国民健康保険事業（第2号）</p> <p>有料駐車場事業（第2号）</p> <p>安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第1号）</p> <p>介護保険事業（第2号）</p> <p>後期高齢者医療（第1号）</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
28	議 案 番 号	第 号議案 ・ 第 号議案
29	議 案 名	令和5年度安城市企業会計補正予算について
	摘 要	<p>次の2会計</p> <p>水道事業（第1号）</p> <p>下水道事業（第1号）</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>

仮番	内 容	
30	議案番号	第 号議案
	議案名	令和6年度安城市一般会計予算について
	摘 要	資料別添
31 ～ 36	議案番号	第 号議案 ～ 第 号議案
	議案名	令和6年度安城市特別会計予算について
	摘 要	次の6会計 国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療 資料別添
37 ・ 38	議案番号	第 号議案 ・ 第 号議案
	議案名	令和6年度安城市企業会計予算について
	摘 要	次の2会計 水道事業 下水道事業 資料別添

仮番	内 容	
39	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	負担付きの寄附の受納について
	摘 要	<p>地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づくもの</p> <p>1 寄附を受ける建築物等</p> <p>(1) 建築物（予定）</p> <p>ア 敷 地 安城市三河安城町一丁目11番2ほか</p> <p>イ 主要用途 観覧場</p> <p>ウ 構造等 鉄筋コンクリート造（一部木造）4階建</p> <p>エ 延べ面積 約15,000平方メートル</p> <p>(2) (1)の建築物に附帯する設備</p> <p>2 寄附者</p> <p>刈谷市昭和町二丁目3番地</p> <p>三河安城交流拠点建設募金団体</p> <p>代表理事 鈴木 秀 臣</p> <p>3 寄附の条件（寄附の受納に係る本市の負担）</p> <p>(1) 寄附を受ける建築物等（以下「予定建築物等」という。）は、公の施設として、本市が設置すること。</p> <p>(2) 本市が、シーホース三河株式会社が設立する会社（以下「運営会社」という。）を予定建築物等の指定管理者として指定し、予定建築物等の管理を行わせること。</p> <p>(3) 予定建築物等の利用に係る料金は、指定管理者である運営会社の収入として収受させること。</p> <p>(4) 予定建築物等の敷地は、本市がその土地の所有者から借り受けること。</p> <p>(5) 本市が、予定建築物等の維持管理、運営等に関し、公共施設等運営権を設定する場合は、運営会社を選定事業者とすること。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 議決後において、市長が不相当と認めた場合は、本市は寄附を受納しないことができる。</p> <p>(2) 3(2)、3(3)及び3(5)に規定する事項は、寄附の受納後における運営会社の事情により、本市が履行義務を負わない場合がある。</p>

仮番	内 容	
40	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	市道路線の廃止について
	摘 要	<p>道路築造事業等に伴うもの</p> <p>廃止 19路線</p>
41	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	市道路線の認定について
	摘 要	<p>道路築造事業等に伴うもの</p> <p>認定 27路線</p> <p>廃止及び認定後の市道 4,015 路線</p>

仮番	内 容	
42	議案番号	第 号議案
	議案名	第9次安城市総合計画の策定について
	摘 要	<p>安城市議会基本条例第8条第1号の規定に基づくもの</p> <p style="text-align: right;">基準年度 令和6年度（2024年度） 目標年度 令和13年度（2031年度）</p> <p>1 総合計画審議会答申（第9次） 令和6年1月19日</p> <p>2 目指す都市像 「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」</p> <p>3 構成要素 （1）しくみ「子どもを育む優しいしくみをつくる」 （2）ちから「子どもを育む確かなちからを蓄える」 （3）ばしょ「子どもを育む安らぎのばしょを築く」</p>
43	議案番号	第 号議案
	議案名	都市計画に関する基本的な方針の変更について
	摘 要	<p>安城市議会基本条例第8条第2号の規定に基づくもの</p> <p style="text-align: right;">策定年度 平成30年度（2018年度） 目標年次 令和10年度（2028年度）</p> <p>1 変更の趣旨 第9次安城市総合計画（令和6年3月策定予定）の内容との整合を図る。</p> <p>2 変更する内容 （1）上位計画 「第8次安城市総合計画」→「第9次安城市総合計画」 （2）“これから10年における都市づくり”における土地利用構想 住居系拡大市街地圏域及び産業系拡大市街地圏域を拡大する。 （3）安全・安心なまちづくりの醸成方針（防災等） 危険な盛土等が居住環境に影響を及ぼさないよう、国や県など関係機関と連携を取りながら対応を図ることを加える。 （4）「都市計画に関する基本的な方針」において定めるべき事項</p>

仮番	内 容	
44	議案番号	報告第 号
	議案名	専決処分について
	摘 要	<p>業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 令和5年11月2日発生の事故</p> <p>(1) 損害賠償額 378円</p> <p>(2) 事故内容 本市の住民票の写しの交付を令和5年11月2日に受けた相手方が当該住民票の写しに記載された本籍地の市に戸籍謄本の請求をしたところ、本市の事務の誤りにより、当該住民票の写しに正しい本籍地の記載がされていなかったことが判明したものの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 定額小為替証書の発行及び郵便切手の購入の費用</p> <p>(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>(5) 専決年月日 令和6年1月29日</p> <p>2 令和5年12月14日発生の事故</p> <p>(1) 損害賠償額 140,987円</p> <p>(2) 事故内容</p> <p>ア 発生時刻 午後2時30分頃</p> <p>イ 発生場所 安城市今本町地内</p> <p>ウ 経過 上記地内のあけぼの保育園において、保育時間中に園児が園庭から隣接する安城北部小学校の駐車場に向けて石を投げ、その石が当該駐車場に駐車中の相手方車両に当たったもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 右後部のドアの損傷</p> <p>(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>(5) 専決年月日 令和6年2月5日</p>
45	議案番号	第 号議案
	議案名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>地方税法の改正に伴うもの</p> <p>令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人の市民税の雑損控除の特例に関する規定の整備等をする。</p> <p>※現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

